

奄美群島広域事務組合と国立大学法人琉球大学との包括連携協定書

奄美群島広域事務組合（以下「甲」という。）と国立大学法人琉球大学（以下「乙」という。）は、相互の連携を包括的に強化し、奄美群島における地域社会への一層の貢献に資するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接な連携協力を図り、奄美群島における産学官連携の推進について定める。本協定においては、島嶼地域における様々な課題に適切に対応するとともに、産業活動の基礎となる自然・社会・文化に関する教育研究の遂行により、「奄美群島成長戦略ビジョン」で掲げた奄美群島の将来像を実現し、自立型経済の構築と活力ある地域社会の形成・発展に寄与することを目的として定める。

（連携分野）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、奄美群島における新産業の創出、既存産業の振興、人材の育成、雇用対策、防災対策、その他必要と認める分野において連携協力する。

（包括連携推進会議）

第3条 甲及び乙は、前条の各分野における連携事項を具体的に定め、適宜情報を交換し、かつ、これを推進するため、「奄美群島広域事務組合・琉球大学包括連携推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置するものとする。

2 推進会議においては、甲及び乙以外の、奄美群島12市町村をはじめとする関係団体の費用負担や人的協力、施設提供協力等が必要な際に、当該団体を含めた協議を行い、協力内容を決定する。

3 推進会議の構成及び運営に関する事項は、甲及び乙が協議の上、別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発行し、平成27年3月31日までとする。ただし、甲及び乙のいずれからも改定の申し出のないときは、更に1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

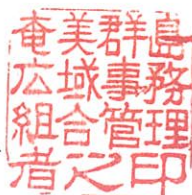
第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年9月13日

甲 鹿児島県奄美市名瀬永田町18-6
奄美群島広域事務組合
管理者

朝山 教



乙 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学
学長

大城 肇

